

全国民闘連ニュース

第 7 8 号
1 9 9 3 年
6 月 1 日

年間購読料
3 0 0 0 円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ●537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3階8号 Tel 06-972-1608 Fax 06-973-5666
●210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045



- 国・厚生省の居直りに新たな怒りをぶつけ、
無年金の在日外国人障害者への年金支給を勝ち取ろう！ (2)
- 在日外国人の無年金障害者に対する
大阪府下における自治体独自の救済制度の現状と課題 (6)
- 入居差別裁判判決
入居差別裁判の判決意義と今後の課題 (11)

国・厚生省の居直りに新たな怒りをぶつけ、 無年金の在日外国人障害者への年金支給を 勝ち取ろう！

年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会
姜 博 久

ぞくぞくと発足する 自治体独自の給付金制度

国民年金法の谷間で、いまだに無年金の状況におかれている在日外国人障害者への年金支給を求める運動は、この二年の間に全国的にも大きな広がりを見せ、地元自治体への要求行動も今までにない成果を勝ち取っている。

すでにご存知の通り、一昨年、神戸市（兵庫県）では、政令指定都市で初めて自治体独自の年金に替わる「給付金」制度が設けられた。それにつづき昨年は、大阪市・八尾市・池田市（大阪府）、葛飾区（東京都）でも同様の給付金制度が発足した。これらは無年金の当事者を先頭にした粘り強い運動の結果勝ち取られたものであり、地元自治体が当事者の無年金状態を放置できないと認識した結果にほかならない。そして今年の四月からは、この成果に勇気を得て立ち上がった全国の仲間たちの運動によって、大津市・近江八幡市・野州町（滋賀県）、名古屋市・東浦町（愛知県）、岡山市・倉敷市（岡山県）、大阪府下全市町村で同じような給付金制度がスタートするに至った

（また、山口県の下関市では給付金制度発足を求める請願が市議会で可決されている）。

しかし、これら全国に広がった自治体独自の給付金制度には、依然として多くの問題が残されている。第一の問題は、その支給対象者の範囲である。右記の各自治体の給付金は、そのほとんどが身障手帳の一・二級と療育手帳のAを持つ人のみを支給対象としている。ところが、本来の障害基礎年金の支給対象となるのは国民年金法にいう一・二級であり、それには身障手帳の一～三級（障害によっては四級まで）や療育手帳のA・B1、さらには精神障害も含まれる。つまり、本来なら当然年金を支給されるべき身障手帳の三級や療育手帳のB1を持つ人たち、また精神障害者には、各自治体の給付金は支給されていないのである。この点で、今年度から始まる滋賀県の大津市の給付金制度が、支給対象を国民年金法の一・二級該当者としたのは特筆すべき成果といえる。

第二の問題点は、いずれの自治体の給付金も支給額の面では本来の年金額に遠く及んでいないことである。本来の障害基礎年金は今年度、一級で月額76,800円、

二級で65,280円となった。

右の各自治体の中でこの年金額に最も近いのは大津市の月額50,000円で、これに次ぐのが大阪市・豊中市・箕面市・名古屋市・高知市の月額36,000円、葛飾区・野州町の30,000円であり、次いで神戸市・岡山市・倉敷市の25,000円、高槻市・島本町の21,250円、残るその他の自治体が20,000円^{*}となっている。ほとんどの自治体の給付金が本来の年金の半額以下か三分の一以下の手当的なものでしかなく、神戸市などでは連年の支給額アップの要求運動をして、ようやく25,000円に達したほどである。各地の給付金は障害者の生活を支える所得保障というには、あまりにも程遠いといわざるを得ない。

この他にも、すべての自治体で、当事者や同居の世帯主が生活保護を受けている場合、収入認定という厚い壁のために給付金の支給対象から除外されていること。自治体によっては、池田市のように施設入所者を支給対象から除外していたり、給付金制度発足時点でその自治体に居住地登録している人(高槻市)か、またはその自治体に二年以上続けて居住地登録している人(葛飾区)に限るといった居住制限が設けられているなどの問題がある。この四月から実施が予定されている各自治体にあっては、まだ要綱ができていないところが多く、とくに施設入所者の除外や居住制限の項目を設けてくる恐れがあるので、私たちとしてもこれらの点には十分注意しておく必要がある

だろう。
^{*}高槻市では全額支給を求めているが、交渉中であり、給付金の一部を受け取り拒否しています。

無年金者の生活実態を
無視しつづける国・厚生省

こうして、無年金の在日外国人障害者への年金支給を求める闘いは、不十分なながらも、短期間の間に全国各地で予想外の前進を勝ち取ってきた。しかし、各自治体の給付金制度はあくまでも暫定的な措置であり、私たちの最終的な勝利は国・厚生省に本来の年金を支給させることにある(もちろん無年金の在日外国人高齢者への老齢年金支給も求めている)。私たちは、この二年の間にも各地で運動を進めている仲間たちとともに「年金制度の国籍条項を撤廃させる全国連絡会」(代表=李幸宏)を結成し、数度にわたって厚生省(年金課)との交渉を持ち、早期の解決に向けて年金制度の改正を求める国会請願の署名活動にも取り組んできた。しかし、私たちの当然の要求にもかかわらず、厚生省は誠意ある回答を示さず、度重なる国会請願の方も継続審議扱い(実質的には不採択)されつづけている。とりわけ厚生省は、自らが作り上げた矛盾と差別に満ちた年金制度の原理・原則に固執し、私たちの追求にも理由にならない理屈を並べ立てて何ら恥じるところを知らないでいる。

私たちが厚生省に突きつけてきた主な問題点は、①1959年の国民年金制度創設時に在日外国人を除外したこと、②1982

年の難民条約加入に伴う国民年金制度改正時に20歳を超えていた障害者(60歳を超えていた高齢者も)に経過措置として年金を支給しなかったこと、の二点である。これに対して厚生省は、①については、当時の政府の見解などを示す資料がないといい、当時は国際人権規約も難民条約もなかったので、在留外国人に適用を認めなかったのは仕方のないことと居直り、断固としてそれを「民族差別」として認めようとはしない。また②についても、82年の改正は制度の「拡大」であるから、創設時に日本人に対して行なったような経過措置は取らなかったという詭弁を労しつつづけている。とくに腹立たしいのは、年金の保険料の納付からも排除しておきながら、いまになって年金の受給権は保険料の納付によって生じるという「保険原理」を持ち出し、年金の支出に占める税金部分の多さを指摘しても、その国庫分も保険料を納めたからこそ受けられるのだとして、納税義務を果たしている在日外国人には到底理解できない理屈を平気でこねていることだ。

国・厚生省は、自分たちがつつけてきた在日外国人への差別的な扱いを認識する姿勢もなければ、私たち無年金者の苦しい生活実態に目を向けようとする態度さえ見せようとはしていない。いま一度、私たちを無年金のまま放置した責任が誰にあるのか考えてもらいたいものである。

4/11・12東京で中央行動・
厚生省交渉を行う

こうした苦々しい交渉をつづけながらも、私たちは、来年の通常国会で予定されている年金法の改正を前に、一刻も早い問題解決を国・厚生省に迫るため、この4月11日・12日の両日、東京で中央集会とデモ、厚生省との交渉を行った。

4月11日、全国各地から「全国連絡会」の構成団体の当事者や支援者、この問題に協力してくれている支援団体の人たちなど約150名が東京文京区民センターに集まった。集会では、愛知で運動をつづけている鄭秀永(チョン・スヨン)さんの活動を追ったNHKの番組のビデオを上映し、代表あいさつ、支援団体による連帯・共闘アピールの後、全国事務局からこの間の運動の経過説明と質疑・応答、当事者を中心に各地の運動の報告を受けた。また、国会議員を代表して社会党の堀議員のあいさつと、社会党から厚生省との折衝の報告もなされた。昨年四月に行った中央集会の時よりも参加者が増えたことは、運動の広がりを雄弁に物語っていたように思う。

翌日の12日には、午前中に永田町の社会文化会館から日比谷公園までデモを行った。参加者は総勢約200名。

車イスの当事者を先頭に、民族衣装を着た若い支援者が民族楽器を打ち鳴らして踊りながらの行進がつづいた。途中、



参議院・衆議院前で、今回新たに集められている国会請願の署名を一部の会派を除く紹介議員に各々手渡した。デモも後半になると、昼休み間近で人通りも多くなり、街宣車のアナウンスや時ならぬ民族衣装のデモ隊に目をそばだてながら手渡されるビラに目を通す人の姿も結構見かけられた。この日は皇太子Nの婚約の日でマスコミのTVカメラはなかったが、全国から集まっての初のデモとしては成功したといえるだろう。

その日の午後、社会党が継続的に行っている「市民と政府の土曜協議会」の場をかりて、参議院議員会館での厚生省交渉に臨んだ。出席したのは年金課から二名で、社会党からは六名の参議院議員も立ち会った。こちらから交渉に参加したのは約100名。しかし、期待に反してとい

おうか、思った通りというべきか、厚生省の回答に進展はみられなかった。参加者からは怒りの声がつづいたものの、回答内容はあいも変わらず矛盾だらけの原理・原則の連続。相手の態度の終始一貫した無感情ぶりにあきれながらも、これが日本の厚生行政の現実なのかと思わず変に納得してしまった。しかし、この現実を突破しなければ、私たち無年金者の現実是不変な現実、制度の上での民族差別もなくなることだけは間違いない。

いま、私たち「全国連絡会」の力量は、各地自治体での成果を踏まえて益々大きくなっている。この力の上に国・厚生省への怒りを集中させ、支援者や協力団体とともに更なる運動のうねりをつくり上げていかなければならない。

在日外国人の無年金障害者に対する 大阪府下における自治体独自の救済制度の 現状と課題

在日外国人の障害年金差別をなくす会
代表 慎 英 弘

はじめに

無年金障害者とは、障害の状態が年金を受給し得る程度になっているにもかかわらず、年金を受給することができない者である。その無年金になった「理由」は次の六つのいずれかによる。

- ①1986年4月1日以前に海外滞在中に初診日があり、その傷病により障害者となった場合。
 - ②旧厚生年金法の六ヶ月条項等により、年金加入後一定期間を越えない内に障害者となった場合。
 - ③年金に加入できるのに加入していなかった時に障害者となった場合。
 - ④年金には加入していたが、障害の原因となる傷病が発生する前（初診日）までに保険料を一定以上滞納していた場合。
 - ⑤年金を受給していたが、障害の程度が軽減したために受給権を失権し、その後に再び障害の状態が重くなった場合。
 - ⑥1982年1月1日の時点で20歳を越えていた在日外国人障害者の場合。
- ここで紹介するのは⑥の問題について

であり、根拠となる法律は国民年金法である。

1. 問題の所在－障害者年金からの外国人排除

1959年4月に国民年金法は制定され、同年11月1日から施行された。同法施行により、国民年金加入中の傷病によって一定程度の障害状態になった者には、障害年金が支給されることとなった。また、20歳前に障害者となった者には、補完措置として、年金加入中の障害ではないが（国民年金に加入できるのは20歳から）、20歳の誕生日から障害福祉年金が支給されることとなった。さらには、1959年11月1日の国民年金法施行日において20歳を越えている障害者には、年金加入中の障害ではないが、経過措置として、同じく障害福祉年金が支給されることとなった。

1959年から1981年12月31日までの間は国民年金に加入できるのは「日本国民」に限られていたため（このことを国籍要件と言う）、たとえ日本で生まれ育ったとしても、外国国籍の障害者にはこれらの年金は支給されなかった。

1982年1月1日からこの国籍要件が撤廃され、在日外国人も国民年金に加入することができるようになった。しかしながら、同日において20歳を越えている外国人障害者には障害年金は依然として支給されないことが、法律によって「念押し規定」として定められた(1985年6月12日法律第86号)。

その後1986年4月1日から新しい国民年金法が実施され、障害年金も障害福祉年金も共に障害基礎年金と名称が改められたが、外国人障害者を排除した問題は解決されないまま今日に及んでいる。仮に、年金がもらいたくて「帰化」して日本国籍を取得したとしても、受給権のない者はどのような状況になろうとも支給されないのである。このことは、いわゆる塩見訴訟最高裁判決にもみられる通りである(1989年3月2日付の各種新聞参照)。

これらのことから問題の所在としては四つあることが判る。

①国民年金法制定当時に国籍要件を設けて在日外国人を適用対象から除外したこと。

②1982年1月1日から国籍要件が撤廃されたにもかかわらず、その時すでに20歳を越えている外国人障害者に障害福祉年金を支給する経過措置をとらなかったこと。

③1986年に国民年金法を大きく改革したにもかかわらず、なおも外国人障害者を排除したまま放置したこと。

④在日外国人にも納税の義務は課しておきながら、年金の支給を拒んでいること。

①の問題でいうならば、当時の在日外国人の大多数をしめていたのは、日本の旧植民地出身者である朝鮮人と中国人であった。このことは国民年金法に国籍要件を設けたことと大きな関係があると考えられる。ちなみに、在日アメリカ人の場合は、1953年に締結された日米通商航海条約に基づいて、外国国籍ではあったが同年金に加入できた。

②の問題でいうならば、国籍要件の撤廃は日本政府がすすんでやったことではないということである。すなわち、難民条約に加入した結果として撤廃されたものだということである。その難民条約加入も政府が積極的に行ったものではなく、国際世論という外圧によるものである。経過措置をとらなかった背景には、このことが大いに関係しているものと考えられる。

③の問題でいうならば、改革のすべては「日本国民」を念頭に置いたものであるということである。仮に、外国人にも改革の「恩恵」があったとしても、それは法解釈上対象になったという以外の何ものでもない。

④の問題でいうならば、「税金は納めろ、しかし社会保障はダメだ」というのは、どんな理屈をこね上げて納得のできるものではないということである。

2、自治体における救済制度の実現

在日外国人障害者の無年金状態を是正させるために、1983年から当事者による運動が展開され始めた。その結果、昨年までに全国7自治体で暫定的措置としての救済制度が実現している（大阪府高槻市、高知市、神戸市、東京都葛飾区、大阪市、大阪府八尾市および池田市）。

暫定的措置とは、国が障害基礎年金に見合う何らかの制度措置を講ずるまでの間、自治体が住民である在日外国人の無年金障害者に対して、障害基礎年金に替わるものを支給するというものである。しかし、この7自治体の制度に共通して言えることは、適用対象者を障害基礎年金より狭め、支給金額を同年金よりも低く押さえているということである。

この7自治体の中でも神戸市での制度実現の影響は大きかった。政令指定都市として初めての制度実現だったからである。そして、さらには大阪市において制度が実現したことは、その後の他の自治体における救済制度実現に計り知れない影響を及ぼしたと言える。

大阪市には11万人もの外国人が居住しており（そのほとんどは韓国籍・朝鮮籍の者）、その中には535人の無年金障害者がいると報告されている。その大阪府で制度が実現したのであるから、大阪府下の自治体に対する影響は想像に難くないところであった。

大阪府下の自治体に対し民団（大韓民国居留民団）や総連（在日本朝鮮人総連合会）などの既成の民族団体は、救済制度実現の要望書を出していた。しかし、両者とも当事者を中心にした運動を展開したわけではなかった。それにもかかわらず、制度を実現していなかったのこりの40自治体すべてにおいて、この4月から救済制度が実現したのである。これは、ひとえに、大阪市における制度実現が刺激剤となったことはいうまでもないであろう。この40自治体のうち、東大阪市では、当事者を中心にした運動が既成の民族団体の要望書提出以前から行われていた。

大阪府下全自治体で救済制度が実現したことにより、今後他の自治体や厚生省に対する影響は計り知れないものがあるだろう。なかでも、全く対象者のいない箕面市や藤井寺市をはじめ18自治体で制度が実現したことは画期的である。何故なら、行政は対象者がいて何らかの制度を実施するのであり、対象者がいないのに制度をスタートさせることはほとんどの場合ないからである。この18自治体が制度を樹立したことは、制度ができている他の自治体から転居してくる無年金障害者を救済することを目的にしたものと考えられる。

大阪府下すべての自治体で救済制度が実現したとはいえ、すべての自治体が同じ中味の制度を樹立したわけではない。別表からも判るように、箕面市や豊中市

は支給金額が最も高い月額36,000円であり、その他は横並びの20,000円となっている。また、支給対象者についても、未だ要綱が発表されていないので確かなことは言えないが、おそらくは一様ではないだろう。しかし、自治体によって制度の中味が違うのは、この制度が自治体独自の救済制度であるという限界から来ているのであるにすぎない。

おわりに

大阪府下における制度実現においても、すでに制度を実現している7自治体と同様、少なくとも二つの課題を抱えている。一つは適用対象者を狭めていることであり、他の一つは支給金額を低く押さえていることである。

障害基礎年金の適用対象者は、診断書によって決定するが、仮に身体障害者手帳で言うならばほぼ1～3級と4級の一部の者である。しかし、大阪府下すべての自治体での制度では障害者手帳1級と2級の所持者と療育手帳Aの所持者に限定している。

障害基礎年金の金額は1級の場合月額76,800円である。これに対し、自治体における制度の支給金額は、その半分にも満たず、低いものは3分の1にも及ばない低額である。

自治体における救済制度のこの二つの課題は、今後改善しなければならない重要問題である。とりわけ、支給金額を障

害基礎年金並みに引き上げさせるためには、大阪府自身に働きかけ、衛星都市への補助金を出させることである。大阪府が補助金を出すことになれば、一層厚生省を追い詰め、抜本解決への大きな原動力になることであろう。

自治体の救済制度の中で、大津市の制度は年金制度史や在日朝鮮人史に残る画期的なものと言える。大津市では支給対象者を障害基礎年金と同じように診断書によって決定することにしている。したがって、国の制度が実現した暁には、大津市での受給者はそのまま移行することができるようにしてある。また支給金額も、自治体の救済制度としては最高額の月額50,000円である。とはいえ障害基礎年金に比べるとまだまだ低いので、改善の余地は残されている。他の自治体では救済制度を福祉課の所管としているのに対し、大津市では年金課の所管としている。つまり大津市では、福祉ではなく年金という立場から救済制度を樹立していることになる。また他の自治体から措置されて大津市の病院や施設に来た場合、その自治体の救済制度の金額が大津市のそれよりも、低い時にはその差額をその者に支給することも定めている。これらのことからして、大津市ではまさに当事者の立場にたった制度を実現していると言えよう。この大津市の姿勢が厚生省や他の自治体に大きな影響を及ぼすことは、疑う余地がないであろう。

市町村名	対象者	金額	窓	口
東 大 阪 市	25	20,000	障害福祉課	
富田林市	0	20,000	福祉課福祉係	
羽曳野市	(2)	20,000	福祉課	
柏原市	1	20,000	障害福祉係	
藤井寺市	0	20,000	障害福祉係	
太子町	0	20,000	衛生福祉課	
河南町	0	20,000	住民福祉課	
千早赤阪村	0	20,000	住民福祉課	
堺市	20	20,000	福祉事務所	
松原市	4	20,000	福祉課福祉係	
大阪狭山市	0	20,000	福祉課福祉係	
河内長野市	(4)	20,000	社会課福祉係	
美原町	(0)	20,000	福祉課社会係	
泉南市	2	20,000	社会係	
貝塚市	0	20,000	障害福祉係	
泉佐野市	0	20,000	障害福祉係	
阪南市	0	20,000	障害福祉係	
熊取町	0	20,000	福祉課	
田尻町	0	20,000	障害福祉係	
岬町	2	20,000	社会福祉係	

市町村名	対象者	金額	窓	口
泉大津市	2	20,000	福祉課福祉係	
高石市	3	20,000	福祉係	
岸和田市	7	20,000	障害福祉課	
忠岡町	0	20,000	福祉係	
和泉市	(5)	20,000	障害福祉係	
吹田市	6	20,000	障害福祉課	
豊中市	8	36,000	障害福祉課	
箕面市	0	36,000	障害福祉課	
豊能町	0	20,000	住民福祉課	
能勢町	0	20,000	保健福祉課	
島本町	0	21,250	保健福祉部	
茨木市	(5)	20,000	障害福祉課	
摂津市	0	20,000	福祉係	
枚方市	(15)	20,000	福祉課障害係	
交野市	(1)	20,000	社会福祉課	
四条畷市	(3)	20,000	生きがい推進室	
大東市	(11)	20,000	福祉課福祉係	
守口市	(1)	20,000	障害福祉課	
寝屋川市	(23)	20,000	障害福祉課	
門真市	(22)	20,000	障害福祉課	

◎既に実施している市

市町村名	受給者	金額	窓	口	施行日
高槻市	4	¥2555千	民生総務課		84.4.1
池田市	1	20,000	福祉係		92.4.1
大阪市	194	36,000	障害福祉課		92.4.1
八尾市	13	20,000	障害福祉課		92.4.1

※(1) 新たに制度も施行させる40市町村の対象者総数は172名
 (2) 府内並に制度も施行している4市町村の受給者総数は212名
 (3) 対象者は1982年1月1日の時点で20歳を超えていた者で
 ①182年1月1日の時点で20歳を超えていた者
 ②182年1月1日の時点で20歳を超えていた者
 ③182年1月1日の時点で20歳を超えていた者
 (4) 支給額は 年額43万2千円(月額3,600円) 大阪市・茨西市・豊中市
 年額25万5千円(月額2,125円) 高槻市・島本町
 年額24万 (月額2,000円) 上記以外の29市9町1村

大阪府以外の救済制度 (全国連絡会調査)

◎ 93年度実施

岡山市	障害者	25,000円	
倉敷市	障害者	25,000	
大津市	障害者	50,000	高齢者 15,000円
滋賀県野洲町	障害者	30,000	高齢者 15,000
近江八幡市	障害者	20,000	高齢者 10,000
名古屋市	障害者	36,000	
愛知県東浦町	障害者	20,000	
春日井市			高齢者 5,000

*ただし連絡会関係団体の運動によりかろうとした自治体の方で、他にも制度化したところがある可能性がある

◎既に実施している区市

東京都葛飾区	障害者	30,000
神戸市	障害者	25,000
高知市	障害者	36,000

入居差別裁判判決

～入居差別裁判の判決意義と今後の課題～

弁護士 丹羽 雅雄

判決の意義

1989年4月17日に大阪地方裁判所第17民事部に提訴以来、4年余に及ぶ審理を経て、本年6月18日入居差別裁判の判決が行われた。

判決内容は、家主である被告北浦（親子）に対して、連帯して金267,000円を支払えというものであった。業者三者と大阪府に対する請求は、残念ながら認められなかった。しかし、家主による入居拒否行為が、国籍・民族差別であり「違法行為」とであると認定した初めての判決であり、その意義は大きい。

判決が、家主に対して不法行為に基づく損害賠償を認めた論理は次の通りである。第一に、本件は被告北浦ら家主が、原告と直接契約締結交渉を行ったものではないが、被告キンキホームを仲介業者としており、右キンキホームは家主側の履行補助者に準ずる者といえる。第二に、右家主側の履行補助者に準ずる者であるキンキホームと原告との間で、契約交渉が相当程度進行しており、原告は契約の

成立を確実なものと期待していた。第三に、家主は、原告が在日韓国人であることを主たる理由として、契約の締結を拒否したものと認められ、右締結の拒否には何らの合理的な理由はなく、信義則上の義務に違反するものであって、原告の被った被害について賠償すべき義務がある。

また、判決は、家主と業者が、「原則として、日本国籍に限る」とする入居拒否申込条件を設定したことに対して、それ自体が「違法」であると認定しなかったものの、「元来、差別的申込条件を設定して、恣意的な状況を作成し、かつ、これによる差別的理由による契約締結の拒否をなした」と判示し、前記申込条件を「差別的申込条件」と評価している。

原告・弁護士は、本件裁判において、入居契約の成立（業者の代理権の存在、表見代理、自由の濫用による契約締結義務の発生）、不法行為責任を主張した。裁判所は、このうち家主に対する不法行為責任のみを認定したが、「契約の自由」の名によって民族差別がまかり通っている市民社会において、一定の条件のもと

◎ 毎日新聞 ◎ (夕刊)

1993年 (平成5年) 6月18日 (金曜日)

では「契約の自由」も制限があり、「違法行為」となることを判示したことは日本の裁判の現状においては評価しえるものである。

今後の課題

判決は、業者や大阪府に対する責任を認めなかった。特に宅建取引業法一条の「取引の公正」について、「経済的公正」に限られ、「民族差別の禁止」を含まないとする判断は、過去の生野の入居差別事件における「聴聞手続」の実施を例に出すまでもなく不当な判決であると言わざるをえない。また、憲法、国際人権条約に関する判断を回避したことは、人権擁護の砦として役割を果たしていないといわざるをえない。

しかし、今回の入居差別裁判の判決は、私的自治の領域において、家主の入居差別を明らかに国籍・民族差別と捉え、「違法行為」と認定したのであって、「違法行為を行う家主に手を貸す業者は許さない。」「違法を見のがす行政は許さない。」とする民族差別撤廃に向けた大きな闘いの足がかりが出来たと言える。住居基本権の保障は、「多文化共生社会の実現」にとって不可欠の前提となるものである。今回の判決は、「共に生きる社会」を創り出す、在日・滞日の人々と日本人との共通課題の実現に向けた連帯運動の始まりを指し示したものだといえる。

入居拒否は民族差別

信義則違反
家主に損害命令
在日韓国人勝訴

大阪地裁判決
全国初の認定

「賃貸契約まで結びながら、在日韓国人を理由にマンション入居を拒否したのは憲法に反する民族差別」と、大阪府東区、カレイド経営の在日韓国人二世、親類一さん(仮名)が、家主と仲介業者三社、業者への監

督権を持つ大阪府を相手に、賃貸契約成立の確証と部屋の明け渡し、慰謝料など約二百五十万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が十八日午前、大阪地裁であつた。

伊東正彦裁判長は、賃貸契約は成立していないと部屋の明け渡しを認めず、憲法違反にもならないとした。が、「家主は原告が在日韓国人であることを理由に契約を拒否した」と民族差別を認定。「原告には合理的理由がなく、信義則(こと

ば信義則)に反する」と外国人の入居差別について初司法判断を示し、家主に慰謝料など二十六万七千円の支払いを命じた。府や業者らについては、賠償責任はないとした。

省が外国人の入居も認めるよう迫っているが、民間住宅では在日韓国人・朝鮮人などへの根深い入居差別が続いているといわれ、判決は人権擁護の立場から住宅業に厳しい反省を迫ったといえる。

判決で伊東裁判長は、まず賃貸契約について「仲介業者には契約締結の代理権はない」と成立を否定したうえで、家主らが入居を拒否した理由を検討。家主ら

「差別撤廃の機運を期待」原告側会見
判決言い渡し後、大阪地裁内で記者会見した親類一さんは「家主への要求が認められ

「口料の支払い能力に不安があった」と主張したのに対し、「家主は所得の確証などを示しておらず、原告が在日韓国人であることを主たる理由に契約締結を拒否したと認められる」と判示。「家主の契約拒否には何ら合理的理由がなく、信義則に違反する」とした。慰謝料二十万円の認められたのは明らか」と述べた。

判決で伊東裁判長は、まず賃貸契約について「仲介業者には契約締結の代理権はない」と成立を否定したうえで、家主らが入居を拒否した理由を検討。家主ら

「差別撤廃の機運を期待」原告側会見
判決言い渡し後、大阪地裁内で記者会見した親類一さんは「家主への要求が認められ

「口料の支払い能力に不安があった」と主張したのに対し、「家主は所得の確証などを示しておらず、原告が在日韓国人であることを主たる理由に契約締結を拒否したと認められる」と判示。「家主の契約拒否には何ら合理的理由がなく、信義則に違反する」とした。慰謝料二十万円の認められたのは明らか」と述べた。

親類一さんは一九八九年一月、住宅情報誌で淀川区内の3DKのマンションを見つけ、発行元の不動産仲介業者を訪れた。入居条件には「原則として日本国籍であること」とあったが、業者から「問題ない」と言われたため、その場で五万円を支払った。ところがその後になって、業者から「家主や管理会社がダメと言っている」と入居を拒否された。

判決で伊東裁判長は、まず賃貸契約について「仲介業者には契約締結の代理権はない」と成立を否定したうえで、家主らが入居を拒否した理由を検討。家主ら